



年金のお受け取り 長野県JAバンクと一緒に。

年金 はじりよう キャンペーン

対象期間

2022. **3/1** 火

2023. **2/28** 火

期間中、新たに長野県下JAにて
公的年金のお受け取りを開始されたお客様、
またそのお客様をご紹介いただいた方のお二人に、
「選べるプレゼント」を差し上げます。

ご夫婦、親子、お友達に、ご近所さん、長野県JAバンクと一緒に。

【ご紹介者さまは、県下JAにて年金をお受け取りいただいている方に限ります】

長野県JAバンクから

選べる/ プレゼント

次の2品のうちから
おひとつお選びいただけます。



JAまごころ商品券
3,000円分

※ご利用可能場所について
詳しくは各JAへ
お問い合わせください。



地元JA
オリジナルギフト

※詳しくは各JAへお問い合わせください。



※封筒は
イメージです。

年金を受給される誕生日の
3ヶ月前になると日本年金機構から
上のような「年金請求書」が
同封された封書が
届きます。

年金のお受け取りが少し先の方には、
お受け取りスケジュールの再確認や、
JA年金相談会のご案内をしています。

 **長野県JAバンク**

長野県JAバンクは県下JAと長野県信連の総称です

長野県JAバンク 検索

※本キャンペーンにおける景品は予告なく変更
することがあります。※本キャンペーンは予告な
く変更・延長・中止することがあります。

「年金はじめようキャンペーン」のご案内



対象期間 令和4年3月1日(火)～令和5年2月28日(火)

対象となる方

次の(1)または(2)に該当する個人の方で、かつJA口座への1回の年金振込額が2万円以上の方。いずれの方も当JA所定の様式によるお申し込みが必要となります。また、(1)に該当する方については期間中に1度のみプレゼントお届けの対象となります。

- (1) 期間中、新たに県内JAの口座で公的年金のお受け取りを開始された方(未支給年金、一時金を除きます)。
 - (2) 上記(1)に該当する方をご紹介いただいた方(現在県内JAにて年金をお受け取りいただいている方に限ります)。
- 期間中、新たに県内JAにて公的年金のお受け取りを開始された方も、ご紹介をしていただくことができます。

ご紹介方法

当JA所定の様式にご記入いただけます。また、様式は当JA窓口・担当者にてご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

プレゼントのお届け時期

原則として、年金のお受け取りをJAが確認した月の翌月にお届けします。また、ご紹介者さまについても、ご紹介いただいた方の年金のお受け取り開始をJAが確認した月の翌月にプレゼントをお届けいたします。

プレゼントについての留意事項

- ・2品のうちからお選びいただいたおひとつをプレゼントいたします。プレゼントはご本人さま宛にJA担当者または、配送業者よりお届けいたします。プレゼント交付の権利を他人に譲り渡すことはできません。
- ・プレゼントの供給元(製造者等)の都合などにより、プレゼントのお届け時期が変動する場合があります。
- ・プレゼントの内容は、予告なく追加・変更・中止することがあります。あらかじめご了承ください。

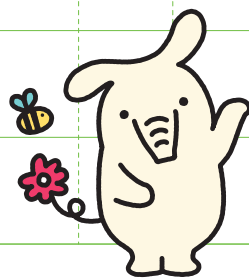
厚生年金の受給開始年齢

生年月日・性別・年金制度などにより異なります。共済年金に加入した女性が年金を受け取り始める年齢は、男性の場合と同様になります。

厚生年金(共済年金)

年金を受け取るための受給資格期間を満たし、厚生年金と共済年金の加入期間が併せて1年以上ある方は、原則として生年月日と性別により下表の年齢から年金が支給されます。

男性・女性 (共済年金)		女性 (厚生年金※)		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和30年4月2日 ～ 昭和32年4月1日		昭和35年4月2日 ～ 昭和37年4月1日					報酬比例部分		老齢厚生年金
									老齢基礎年金
昭和32年4月2日 ～ 昭和34年4月1日		昭和37年4月2日 ～ 昭和39年4月1日							
昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日		昭和39年4月2日 ～ 昭和41年4月1日							
昭和36年4月2日 以降生まれ		昭和41年4月2日 以降生まれ							



※会社員などの期間についての厚生年金。

国民年金

所定の要件を満たしていれば原則65歳から受け取れます。また、希望により65歳前から繰上げて(原則額より減額)、または66歳以降に繰下げて(原則額より増額)受給することができます。

大切な年金! 記録もれはありませんか?

年金加入記録確認サービス実施中!

JA年金相談会では「年金加入記録の確認」や「働きながら受け取る年金」などのご相談もお受けしております。ご予約はこちらからも▶▶



メッセージ

年金に関するご相談やお手続きを、お手伝いいたします。

J A

店 舗

電 話

担 当